

堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則  
の一部を改正する規則

堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則（平成25年規則第153号）の一部を次のように改正する。

第1条中「結果を」の次に「職員（活性化条例第26条第5項に規定する教職員（以下単に「教職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の」を加える。

第2条中「この規則」の次に「（第1号に掲げる用語にあつては、第10条第3項を除く。）」を加える。

第3条中「第9条第2項を除き、」を削る。

第4条第1項の表課長級の項中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（企業経営担当）」に、「議会議務局長」を「議会局長」に改め、同表課長補佐級、係長級及び一般職員（人事評価規則第2条第1号の一般職員をいう。）の項中「議会議務局長」を「議会局長」に改める。

第5条第1項中「（活性化条例第26条第5項に規定する教職員（臨時的に任用された者を除く。以下単に「教職員」という。）を除く。）」を削り、「2月1日及び9月1日にそれぞれ」を「2月1日に」に改め、同条第2項中「教職員を除き、」を削り、「2月1日及び9月1日にそれぞれ」を「2月1日に」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 議会議

第8条第4号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項」を「地方公務員法第22条」に改める。

第9条第2項を削る。

第10条に次の2項を加える。

- 2 職員となった日から当該職員に係る前項の規定による区分の決定を最初に行う日までの間に当該職員に対し支給する勤勉手当に係る勤務成績の区分は、区分2とする。
- 3 教職員であった者のうち人事異動に伴い職員となったものであつて、基準日以前における直近の堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）に基づく査定（同規則第2条第5号に規定する管理職員又は同条第6号に規定する一般教職員として行われたものに限る。）の結果として区分（同条第1号に規定する区分をいう。）の決定を受けているものに対する前項の規定の適用については、同項中「区分2」とあるのは「直近の堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）に基づき決定を受けた区分」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。